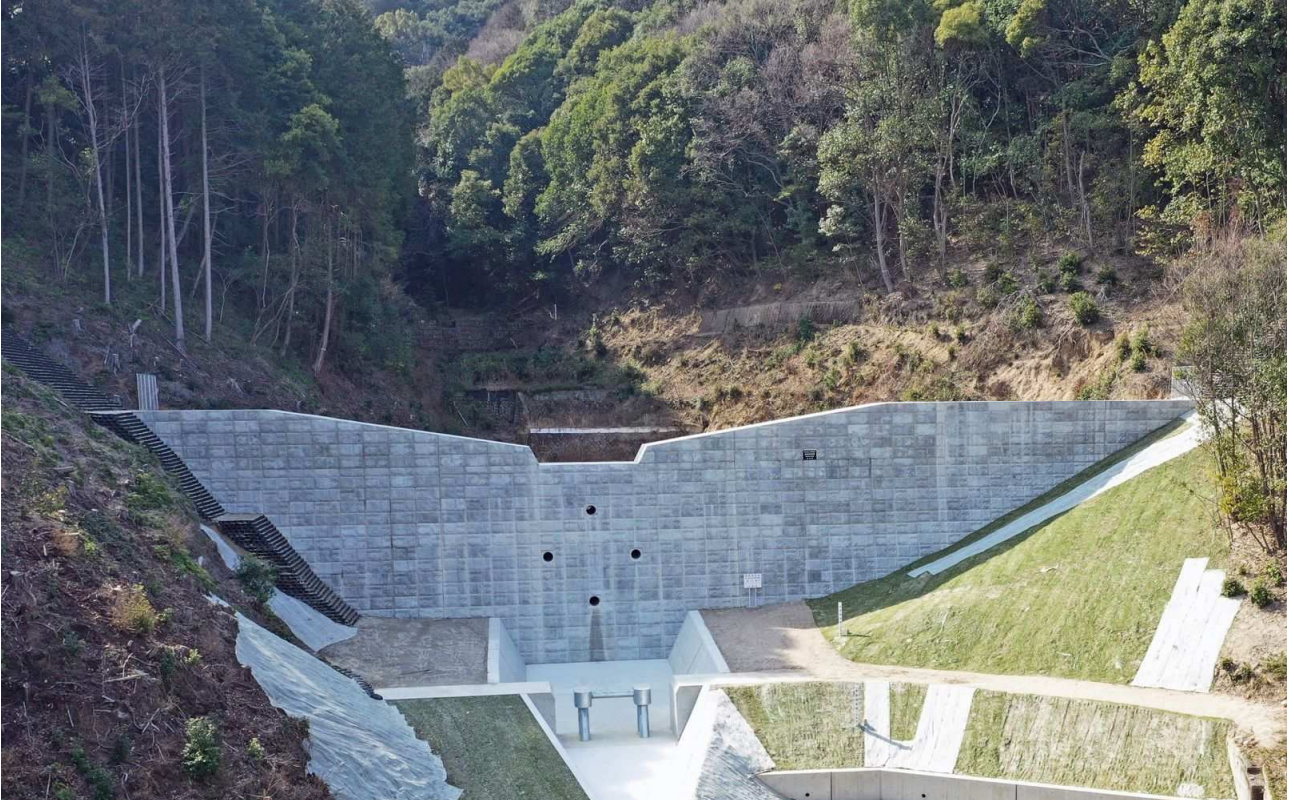


＝ 第 3 章 砂防・地すべり・急傾斜地 ＝



通常砂防事業（広島市東区）

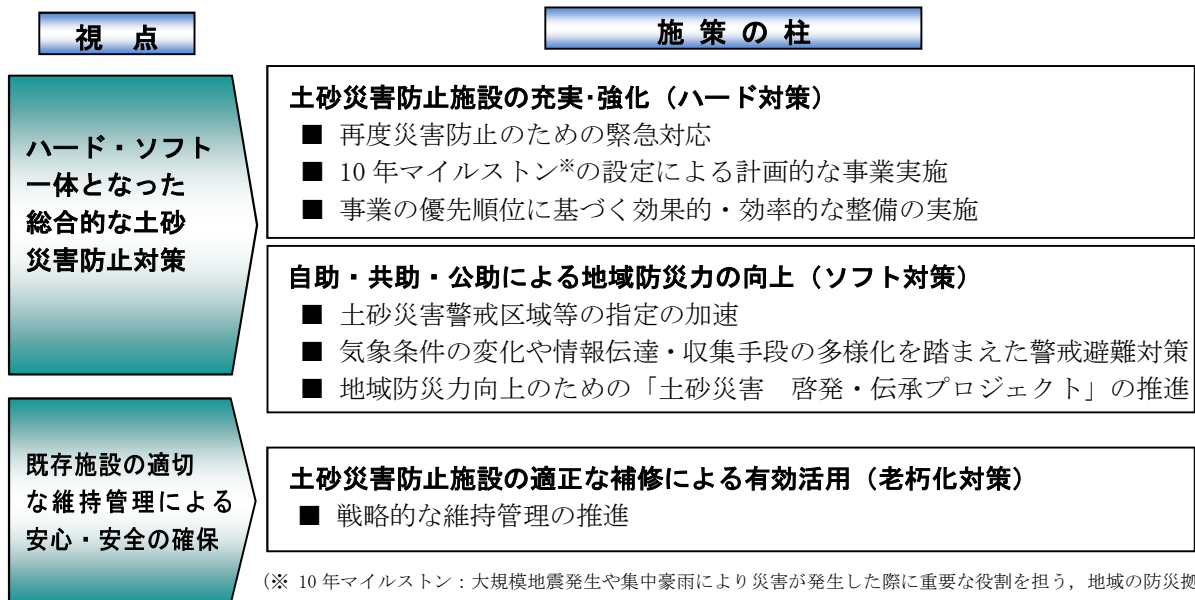
1 砂防関係事業の概要と整備方針

広島県は、県土の約7割が山地であり、崩壊し易い風化花崗岩（マサ土）と流紋岩等から構成される地質が、南部を中心とした人口密集地域に広く分布し、長雨や集中豪雨を起因とする、がけ崩れや、土石流等の土砂災害の被害を過去に何度も受けてきた。こうした背景や平成26年8月20日に発生した土砂災害を踏まえ、土砂災害発生箇所の復旧対応や住宅密集地の優先整備などの効果的・効率的なハード対策の推進や、土砂災害警戒区域等の指定の加速化、「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動」と連携させた各種ソフト対策の強化・拡充を盛り込んだ「ひろしま砂防アクションプラン2016」を平成28年3月に策定し、ハード・ソフト一体となった総合的な土砂災害防止対策を推進することとしている。

また、昨年7月の豪雨災害を踏まえ、7月豪雨の被災地域における再度災害防止に最優先で取り組むとともに、地域の防災拠点や大規模避難所、住宅密集地等を保全することで効果的な予防対策を着実に進めていく。

(1) 「ひろしま砂防アクションプラン2016」の概要

ア 基本方針



イ 計画期間

平成28年度～令和2年度（5年間）

(2) 事業の概要

ア ハード対策

(7) 砂防対策

重要水系の治水機能を維持するため、水源地域の保全を図る荒廃対策、県民の生命及び財産の安全を確保するための土石流対策を基本とし、明治30年に砂防法が施行された。

本県には、16,812の土砂災害警戒区域（土石流）があり、このうち県の整備計画に基づき、令和元年度末までに1,961渓流を砂防指定地として指定し、効率的かつ重点的に堰堤及び護岸等の砂防設備を整備している。

(イ) 地すべり対策

土地の一部が地下水等に起因してすべり、人家・農耕地・道路・河川及び橋梁等に被害を与えている。この対策として昭和 33 年に地すべり等防止法が施行された。

本県には、115 の土砂災害警戒区域（地すべり）があり、このうち令和元年度末までに地すべり防止区域として指定済の 28 箇所に対し、集水ボーリング等の地すべり防止施設を整備している。

(ウ) 急傾斜地対策

一瞬にして人命及び財産を奪うがけ崩れ災害から国民の生命を保護するため、昭和 44 年に急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律が施行された。

本県には、30,402 の土砂災害警戒区域（急傾斜地）があり、このうち令和元年度末までに急傾斜地崩壊危険区域として指定済の 2,132 箇所に対し、法枠等の急傾斜地崩壊防止施設を整備している。

(エ) 雪崩対策

雪崩による災害から人命を守るため、集落の保護を対象とした制度として、雪崩対策事業が創設され、昭和 60 年度から実施されている。

本県には、336 の雪崩危険箇所があり、5 箇所が整備済みとなっている。

イ ソフト対策

(ア) 土砂災害警戒区域等の認知度向上の取組

令和 2 年 3 月に「基礎調査実施計画」に基づく土砂災害警戒区域等の指定が完了し、土砂災害警戒区域数は 47,329 箇所となった。今後も将来にわたって指定効果が継続し、災害リスクが正しく認識できるよう、施設整備等に伴う地形改変箇所の基礎調査を実施するとともに、小学校区ごとに「土砂災害警戒区域等の示した標識」を設置するなど土砂災害警戒区域等の認知度の向上を図る取組を推進している。

(イ) きめ細やかな災害リスク情報の提供

土砂災害の危険度が高まったとき土砂災害警戒情報の発表により市町の避難勧告等の発令や住民の自主避難の判断を支援する情報を提供している。

また、土砂災害警戒情報を補足する情報として、地域の詳細な土砂災害発生危険度を表した土砂災害危険度情報をインターネットやNHK広島放送局のデータ放送から提供している。

さらに、ヤフー株式会社と連携し、「Yahoo! 防災速報」からの通知により土砂災害警戒区域内の危険度を確認できるサービスの提供や、民間ケーブルテレビと連携した市町ごとの土砂災害危険度情報の提供など、個人や地域ごとに「個別の最適な情報」が届くようきめ細やかな災害リスク情報の提供に取り組んでいる。

(ウ) 「土砂災害 啓発・伝承プロジェクト」の推進

県民に土砂災害への防災意識を広く啓発するとともに、被災の事実を地域や子供達に確実に伝承していくため、「啓発」・「防災教育」・「伝承」を 3 本柱とする「土砂災害啓発・伝承プロジェクト」を推進している。

平成 30 年 7 月豪雨災害では避難の遅れ等により多くの犠牲者が出たことから、避難を促すチラシやポスターの掲示、防災知識の向上を図る防災教室の開催など、避難を促す新たな取組や防災教育の強化に取り組んでいる。

ウ 直轄砂防事業

平成30年7月豪雨からの早期復興を推し進めるため、国は西部山系砂防事務所を開設し、これまで直轄砂防事業を行ってきた広島西部山系のほか、新たに安芸南部山系の広島市、呉市、坂町を含む8地区で砂防ダムの整備に取り組んでいる。

(3) 区域の概況

令和2年3月31日 現在

区分 事務所 (支所)	砂防指定地			地すべり防止区域		急傾斜地崩壊危険区域		土砂災害警戒区域等							
	指定 渓流数	指定 面積 (ha)	指定 延長 (km)	指定 箇所数	指定 面積 (ha)	指定 箇所数	指定 面積 (ha)	土石流		急傾斜		地すべり		合計	
								警戒 区域	特別 警戒 区域	警戒 区域	特別 警戒 区域	警戒 区域	特別 警戒 区域	警戒 区域	特別 警戒 区域
西部	568	3,774.4	666.9	2	20.1	593	351.3	4,124	3,747	6,800	6,489	8	0	10,932	10,236
呉 (支所)	280	854.0	223.5	0	0	759	489.7	1,463	1,365	2,609	2,405	0	0	4,072	3,770
廿日市 (支所)	155	789.0	193.2	1	52.1	140	91.6	886	795	1,329	1,288	6	0	2,221	2,083
安芸太田 (支所)	133	1,450.7	239.7	3	17.0	56	84.6	1,210	1,151	1,885	1,868	11	0	3,106	3,019
東広島 (支所)	211	1,734.8	263.9	1	10.0	190	189.5	1,940	1,834	3,492	3,361	3	0	5,435	5,195
東部	139	3,183.9	187.2	8	126.3	137	104.3	1,992	1,764	4,808	4,680	29	0	6,829	6,444
三原 (支所)	251	2,282.0	347.4	3	25.8	194	142.6	2,509	2,221	4,981	4,870	13	0	7,503	7,091
北部	135	722.7	192.6	1	5.1	38	36.2	1,065	1,016	1,989	1,941	18	0	3,072	2,957
庄原 (支所)	118	897.9	188.4	9	283.1	25	31.5	1,623	1,544	2,509	2,470	27	0	4,159	4,014
計	1,990	15,689.5	2,502.9	28	539.5	2,132	1,521.3	16,812	15,437	30,402	29,372	115	0	47,329	44,809

※ 渓流が複数の建設事務所（支所）管内にまたがる場合があるため、計は各建設事務所（支所）の合計に一致しない。

※ 指定面積、指定延長は小数第2位を四捨五入

2 令和2年度事業の内容

(単位：千円)

区 分	事 業 内 容		予 算 額
土砂災害防止施設の整備	国直轄事業	直轄砂防事業 (広島西部山系直轄砂防等)	3,084,000 (県負担金)
	補助公共事業	通常砂防事業 104箇所 砂防激甚災害対策特別緊急事業 113箇所 災害関連緊急砂防事業 71箇所 砂防災害関連事業 1箇所 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業 7箇所 急傾斜地崩壊対策事業 107箇所 地すべり対策事業 2箇所	3,985,371 6,090,000 6,322,206 123,262 49,921 3,781,427 8,400
	単独建設事業	土砂災害防止対策事業 45箇所	1,394,600
「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域等の見直し等	施設整備等による地形改変箇所における土砂災害警戒区域等の見直し等		123,900
土砂災害警戒情報の提供等	情報提供システムの拡充等		52,500
単独維持修繕事業	老朽施設の修繕等		819,000
合 計			25,834,587 (19,236,637)

注) 合計欄()内の数値は、H30年度からの繰越明許費のうち、未契約の振替分を除いた額

3 砂防関係施設の維持管理

本県では、現在、砂防法、地すべり等防止法及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域を指定しており、この各指定地内の管理にあたっては、標識・標柱を設置し、指定区域を明確にするとともに、不法行為の取締り、パトロールの強化及び警戒避難体制の整備等を行っている。

また、砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕についても、アセットマネジメントの点検結果に基づき、緊急度の高いものから計画的に修繕を実施している。

なお、急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕のうち土砂の除去や標識の補修や更新等については、一部を除く市町に対して事務を移譲している。